

日本一をつくる! 会員制勉強会&交流会!

介護経営カレッジ アドバンスコース 1月度定例会テキスト

株式会社スターコンサルティンググループ





本日のスケジュール

12:30	オープニングトーク
12:40	【講義】メディカル・ケア・サービス株式会社 杉本 浩司 氏
14:20	休憩(退出せず「画像OFF」「ミュート」にしてください
14:30	【講義】スターコンサルティンググループ
15:30	事例交換会① (ブレイクアウトルーム)
16:10	休憩
16:20	事例交換会②(ブレイクアウトルーム)
17:00	まとめ
17:30	終了

【zoomの氏名を変えるには?】

下部の「参加者」をクリックし、自分の名前にカーソルを合わせると「詳細」となります。クリックすると「名前の変更」がありますので、そちらで修正してください!



8つの約束

- 1. 素直・プラス発想・勉強好き
- 2. 時代、物事、人、そして自分の長所を見つける
- 3. Give & be Given
- 4. 目標に日付を入れる
- 5. できない理由を探さない
- 6. 価値観の違いを楽しむ
- 7. 夢を持つ!
- 8. 7 2 時間ルール



特別講座



【講師紹介】 メディカル・ケア・サービス株式会社 西日本事業統括部岐阜事業部部長 兼 認知症戦略室室長 **杉本 浩司 氏**

"日本一かっこいい介護福祉士"として、介護の面白さを伝える講演や、自立支援・人材育成・経営管理等の講演活動の他、施設アドバイザーや、各団体幹事や顧問、理事としても活躍。現在は、これまで培ってきた自立支援介護のノウハウを元に、誰でも、どの施設でも介護が必要な方の自立支援ができる仕組みづくりに取り組んでいる。日本全国で年間70回、延べ600回を超える講演活動も行う。



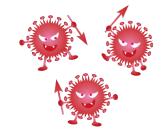
2021年中にやっておくべきこと



変幻自在時流適応力相応一番主義

変幻自在	経営とは、変化に対応すること。外部環境に大きな変化が起きたときには、 これまでの方法に固執せず、状況に合わせて会社をつくりかえる!
時流適応	時代の頭になる!時代の尻尾にならない!
力相応	自社の力(人、物、金などの経営支援、経営者の器、幹部の能力、スタッフ の成長度)に合わせて経営する。無謀なことはしない。
一番主義	勝てる分野、テーマ、商品、人に経営資源を集中投下して一番を目指す!





コロナ感染者発生時の対策、どこまでやっていますか?

全体】
□現場指揮担当者の順番(担当者が養成反応の場合も含む)
□休業決定方法(誰も判断してくれない!!)
□休業中の利用者サポート方法
□他拠点からの応援体制(応援者の手当)
□濃厚接触者特定方法
□休憩場所の記録(どこに座ったか、何時に、誰と、どのような状態だったか)
□PCRキットの常備
□PCR検査先の選定
□自宅待機ルール
□応援方法
外部発信】
□行政・機関連絡先リスト(行政・保健所等)
□レベル別連絡先リスト(ケアマネ、利用者、利用者の利用先)
□第一報FAX、電話ドラフト
□問い合わせ対応ドラフト
□周辺地域への告知方法(風評被害対策)

介護事業の未来系

2021年中に 完了!

環境

- □まずは1人1メアド
- □Wi-fi環境
- □オンライン会議システム
- □モニター(デジタルサイネージ)
- □業務管理システム(ホウレンソウ・許可)
- □介護機器
- □情報セキュリティ(個人情報が簡単に漏れる)
- □個室執務室(オンラインが複数できる)
- □ハイスペックPC (動画の送受信&5G)

人事•運営

- □外部サービスの徹底活用(内製化はやめる)
- □副業可(シナジーの高い分野)
- □本部、専門職の在宅ワーク
- □高インセンティブ賃金制度(昇給)
- □教育制度の効率化(動画コンテンツ)
- □集合研修の縮小
- □手続きの簡素化・スピード化

人材

- □オンライン(遠方)採用
- □外国人採用(早くやる!!)
- □コア人材(経営スキル)
- □ジョブ型採用(特に本部!)
 - ※専門職育成の方が早い! or育成に時間をかけない!
- □ディフェンス人材(特養等)
- □マーケティング人材(在宅サービス等)
- □障害者雇用の促進
- □性的マイノリティへの対応

財務•戦略

- □「金のなる木」をつくる(ストック型)
- □保険内外サービスによるワンストップ化
- □キャッシュ・フロー経営(かなり大事)
- □ M & A (足りないパズルをうめる)
- □同族経営からの脱却(新しいものが生まれ づらい)



2021年度 介護報酬改定情報

法改正対策チームの立ち上げ



- □少人数で
- □資料を読み合わせする
- □セミナー、メルマガ、ブログで情報を集める
- □対策を立てる(ビジネスモデルの組立て)

改定事項

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- 9 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ① 6④地域区分★

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

[○] 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

1. ② 業務継続に向けた取組の強化

概要

【全サービス★】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、 全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション) の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 1.2 対 1

R3.1.13諮問・答申済

(参考) 介護施設・事業所における業務継続計画(BCP) ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画(BusinessContinuityPlan)の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

(令和2年12月11日作成。必要に応じ更新予定。)

掲載場所: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/taisakumatome 13635.

ひな型がある それをもとに 作成する

介護施設・事業所における<u>新型コロナウイルス感染症</u>発生時の業務継続ガイドライン

- * ポイント
- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容 を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- ・ 主な内容
- ・BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは(自然災害BCPとの違い)
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系・通所系・訪問系)

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

- **☆** ポイント
- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から 準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続 ガイドラインとして整理。
 - ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
- * 主な内容
- ・BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い
- ・介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント
- ・自然災害発生に備えた対応、発生時の対応(各サービス共通事項、通所固有、訪問固有 居宅介護支援固有事項) 等



介護施設・車撃所における

新型コロナウイルス 感 袋 彦 発 朱 詩 の

業務継続ガイドライン

4

STAR 令和3年 介護報酬改定



2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

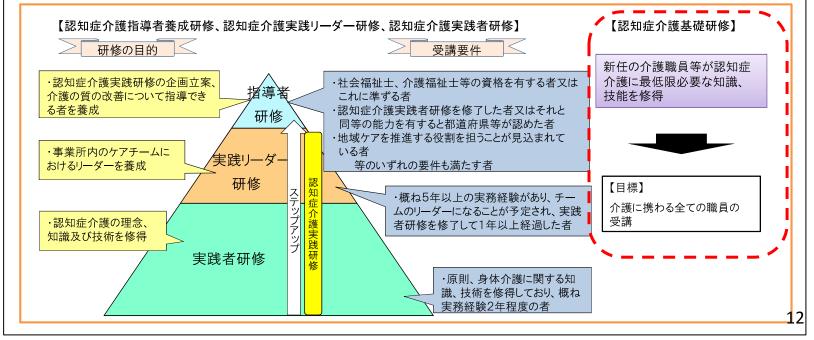
概要

【全サービス(無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)★】

○ 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとするとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。 <math>R3.1.13諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進



4. (3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】ア 書面で説明・同意等を行うものについて、<u>電磁的記録による対応</u>を原則認めることとする。
 - イ <u>利用者等の署名・押印について、求めない</u>ことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するととも に、様式例から押印欄を削除する。

4.(3)③ 記録の保存等に係る見直し

概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、<u>電磁的な対応を原則認める</u>こととし、その範囲を明確化する。【省令改正】 □ 2.1.12款間 (本力) ▼
- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

概要

【全サービス★】

○ 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、 事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

R3.1.13諮問・答申済

同一建物減算、規模別報酬による減算時は、減算前(通常規模時)の点数で区分支 給限度額を計算する

5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下の対応を行う。

<同一建物減算等>

・ 通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いることとする。【告示改正】

<規模別の基本報酬>

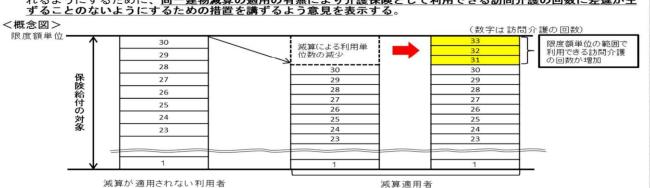
・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通 常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】

(参考)【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。 (参考)有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について(抜粋)

(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示) <会計検査院が表示する意見(抜粋)>

○ 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。



6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

○ 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 R3 1 13該問・答由済

基準

- 運営基準(省令)に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、 研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(※3年の経過措置期間を設ける。)

今後はCHASEによるデータ提出が様々な加算で求められる。対応は必須!!

3. (2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進② 単位数(ア・イ) ア <現行> <改定後> ・施設系サービス 科学的介護推進体制加算(I) 科学的介護推進体制加算(II) 40単位/月(新設) 60単位/月(新設) なし (※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は50単位/月) ・通所系・居住系・多機能系サービス 40単位 (新設) なし 科学的介護推進体制加算 イ <現行> <改定後> · 認知症対応型通所介護 個別機能訓練加算 27単位/日 個別機能訓練加算(Ι) 27単位/日(現行と同じ) 個別機能訓練加算 (II) 20単位/月(新設) ※ (Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定可。 算定要件等(ア・イ) ア<科学的介護推進体制加算>

○ 加算の対象は以下とする。

施設系サービス 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院 通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※)、地域密着型通所介護、 特定施設入居者生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護(※) 看護小規模多機能型居宅介護 ※予覧サービスを含む

- 以下のいずれの要件も満たすことを求める。 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る 基本的な情報(科学的介護推進体制加算(Ⅱ)では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報)を、厚生労働省 に提出していること。
- ー※介護老大福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設については服薬情報の提出を求めない。— — — — — ・ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切か
- つ有効に提供するために必要な情報を活用していること。
- イ < 個別機能訓練加算(Ⅱ)(認知症対応型通所介護) > 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用し

Q&Aを見ないと わからないが システムがない と作業量が不安

介護DB 要介護認定情報・ 介護レセプト等情報 VISIT リハビリデータ CHASE

介護保険総合データベース(介護DB)

- 市町村から要介護認定情報(2009年度~)、介護保険レセプト情報(2012年度~)を収集。
- 2018年度より介護保険法に基づきデータ提供を義務化。
- 2018年度に「要介護認定情報・介護レセプト等情報の提供に関するガイドライン」を発出し、データの第三者提供を開始。
- 地域包括ケア「見える化」システムにも活用

通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ

- 通称"VISIT" (monitoring & e<u>V</u>aluation for rehab<u>I</u>litation <u>Serv</u>Ices for long-<u>Term care</u>)
- 通所・訪問リハビリテーション事業所から、リハビリテーション計画書等の情報を収集(2017年度~)。
- 2018年度介護報酬改定で、データ提出を評価するリハビリマネジメント加算(IV)を新設。
- 2019年3月末時点で577事業所が参加。
- 利用者単位のフィードバックに加えて、2019年3月より事業所単位でのフィードバックを開始。

上記を補完する高齢者の状態・ケアの内容等のデータ

- 通称"CHASE" (<u>C</u>are, <u>H</u>e<u>A</u>lth <u>S</u>tatus & <u>E</u>vents)
- 「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において具体的な内容を検討し、2018年3月の中間報告で、データベースに用いる初期項目(265項目)を選定。
- 2019年3月より検討会を再開し、収集項目の整理等について再検討を行い、2019年7月に取りまとめを実施。
- 2019年度中にデータベースの開発を行い、2020年度から運用を開始する予定。

VISIT

- 通所・訪問リハビリテーション事業所から、リハビリテーション計画書等の情報を収集。
- 以下の文書を定められた様式で作成し、これらを電子的に入力(または電子的に入力されたものを取り込み)できるようにし、かつその内容を厚生労働省に提出してフィードバックが受けられる仕組みを構築。

(収集項目)

様式1 : 興味・関心チェックシート

様式2-1:リハビリテーション計画書(アセスメント)

様式2-2:リバビリテーション計画書様式3:リバビリテーション会議録

様式4 : プロセス管理票

様式5 : 生活行為向上リハビリテーション実施計画*

※ 生活行為向上リハ実施加算を算定する場合

○ 平成30年度介護報酬改定において、VISIT にデータを提出しフィードバックを受けることを評 価するリハビリマネジメント加算(Ⅳ)を新設。 社保審-介護給付費分科会

第178 (R2.6.25)

資料1一部改変

CHASE

○ 高齢者の状態・ケアの内容等のデータベース。 2020年度から運用を開始。

(基本的な項目)

4.6 ctores		A.S. stores			
分類	項目名称	分類	項目名称		
総論	保険者番号	口腔	食事の形態		
総論	被保険者番号	口腔	誤嚥性肺炎の既往歴等		
総論	事業所番号	栄養	身長		
総論	性別	栄養	体重		
総論	生年月日	栄養	栄養補給法		
総論	既往歴	栄養	提供栄養量_エネルギー		
総論	服薬情報	栄養	提供栄養量_タンパク質		
総論	同居人等の数・本人との関 係性	栄養	主食の摂取量		
		栄養	副食の摂取量		
総論	在宅復帰の有無	栄養	血清アルブミン値		
総論	褥瘡の有無・ステージ	栄養	本人の意欲		
総論	Barthel Index	栄養	食事の留意事項の有無		
認知症	認知症の既往歴等	栄養	食事時の摂食・嚥下状況		
表別をいき	Anna Constantino	栄養	食欲・食事の満足感		
認知症	I症 DBD13		食事に対する意識		
認知症	忍知症 Vitality Index		多職種による栄養ケアの課題		

- ※「基本的な項目」以外に、「目的に応じた項目」、「その他の項目」
- ※ 今後、モデル事業等の研究の状況、介護報酬改定等の状況を踏まえ、 適宜、修正・追加を行う。



制度改正のポイント 在宅サービス

現在は 1.2%の算定率

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

概要

【ア:通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、 認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ:訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規 模多機能型居宅介護★】

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。
 - ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算(II)について、サービス 提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカ ンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によ るカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては 利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービ ス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明 確化する。【通知改正】
 - ※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算 の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するな どの取組を進める。

まだまだ難しいか・・・

3.(1)8 生活機能向上連携加算の見直し2

単位数(ア)

ICT機器 活用の場合

<現行>

<改定後>

生活機能向上連携加算 200単位/月

⇒ 生活機能向上連携加算(I)100単位/月 (新設) (※3月に1回を限度) 生活機能向上連携加算 (II) 200単位/月 (現行と同じ)

※(I)と(II)の併算定は不可。

算定要件等(ア)

< 生活機能向上連携加算(I) > (新設)

- 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設 (病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに 限る。)の理学療法士等や医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受けることができる体制を構築し、 助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。
- <生活機能向上連携加算(Ⅱ)>(現行と同じ)
 - 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設(病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。

できれば算定したい!

3.(1)① 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅 介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口 腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評 価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】
- 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

栄養スクリーニング加算 5単位/回 ⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算(I)20単位/回(新設)

□腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)5単位/回(新設)(※6月に1回を限度)

口腔機能向上加算

150単位/回

⇒ □腔機能向上加算(|) 150単位/回(現行の口腔機能向上加算と同様)

□腔機能向上加算(II) 160単位/回(新設) (※原則3月以内、月2回を限度)

スクリーニング項目(※(I)と(II)は併算定不可)

を検討中

算定要件等

CHASEによる フィードバック

- <口腔・栄養スクリーニング加算(|) >
 - 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態につい て確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び 口腔機能向上加算との併算定不可)
- <□腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)>
 - 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確 認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること(※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔 機能向上加算を算定しており加算(1)を算定できない場合にのみ算定可能)
- <□腔機能向上加算(Ⅱ)>
 - 口腔機能向上加算(|)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向 上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用して いること 89

比較的取 りやすい

3.(1)18 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実

概要

【诵所介護、地域密着型诵所介護、認知症対応型诵所介護★、诵所リハビリテーション★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 通所系サービス等について、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、 見直しを行う。【告示改正、通知改正】

単位数

※ 通所系サービスに加え看護小規模多機能型居宅介護も対象とする

<現行> なし

<改定後>

栄養アセスメント加算 50単位/月(新設)

栄養改善加算 150単位/回

栄養改善加算 200単位/回 (※原則3月以内、月2回を限度)

算定要件等

<栄養アセスメント加算> ※口腔・栄養スクリーニング加算(I)及び栄養改善加算との併算定は不可

- 当該事業所の従業者として又は外部(※)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること
- 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメン トを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること
- 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管 理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
 - ※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。 ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置して いる施設に限る。

<栄養改善加算>

○ 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。

栄養ケア ステーションと 連携しては?

STAR 令和3年 介護報酬改定



公益社団法人 日本栄養士会

日本栄養士会とは

研修会

栄養ケア・ステーション

災害支援

キャリアアップ

実践情報

就職・転職ガイド

出版物

学生のみなさんへ

企業・団体の皆さまへ

ENGLISH

Home > 栄養ケア・ステーション

栄養ケア・ステーション

栄養ケア・ ステーションとは

全国の栄養ケア・ステーションで は、日々の栄養相談、特定保健指 導、調理教室の開催など、食・栄養 に関する幅広いサービスを提供して います。

〉詳しく見る



▶ 事例一覧

② 全国の栄養ケア・ステーション



 $\begin{array}{ccc} \text{M.s.M} & \text{Significant Significant Signific$

◆ 全国の栄養ケア・ステーションを見る

エリアで探す

北海道・東北

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

関東・甲信越

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県

東海・北陸

富山県 石川県 福井県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県

滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県

九州・沖縄

福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

一度、相談 してみては?

3.(2)4 ADL維持等加算の見直し2

算定要件等

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- < ADL維持等加算(I)>
- 以下の要件を満たすこと

要件が緩和されている

- イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
- ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があった最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
- ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から調整済ADL利得の上位及び下位それぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。
- < ADL維持等加算(II) >
- ADL維持等加算(I)のイと口の要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

単位数

<現行>

<改定後>

A D L 維持等加算(I) 3 単位/月 ⇒ A D L 維持等加算(II) 6 単位/月

3 単位/月 ⇒ A D L 維持等加算(I) 30単位/月 (新設) 6 単位/月 A D L 維持等加算(II) 60単位/月 (新設)

※(Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定不可。現行算定している事業所等に対する経過措置を設定。



改定事項

- 居宅介護支援•介護予防支援 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- 2(6)①質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)
- 2(6)②逓減制の見直し
- 2(6)③医療機関との情報連携の強化
- 2(6)④看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- 2(6)⑤介護予防支援の充実(予防のみ)
- 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- 5(1)⑪生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証
- 5(1)⑪サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- 5(2)②居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止★₂₀€

小規模でも

とれる!

確実に算定したい!そのためには「組織拡大」が不可欠!!

2.(6)(1) 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)(1)-1

概要

【居宅介護支援】

- 経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見 直しを行う。【告示改正】
 - アー必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に 提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。
 - イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体 制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。
 - ウ 特定事業所加算(IV)について、加算(I)から(III)までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状 況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離 した別個の加算とする。

単位数

<現行>

<改定後>

特定事業所加算(1)500単位/月

特定事業所加算(1)505単位/月

特定事業所加算(Ⅱ)400単位/月

⇒ 特定事業所加算(Ⅱ)407単位/月

特定事業所加算(Ⅲ)300単位/月

特定事業所加算(Ⅲ)309単位/月

なし

特定事業所加算(A)100単位/月(新設)

<現行>

<改定後>

特定事業所加算(IV) 125単位/月 →

特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

2. (6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2

算定要件等

【特定事業所加算】

算定要件		特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(皿)	特定事業所加算(A)
并定女厅 	505単位	407単位	309単位	100単位
(1) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2) 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること		3名以上	2名以上	常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所 との兼務可)
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること	0	0	0	0
(4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	0	0	0	○ 連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	0	×	×	×
(6) 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	0	0	0	〇 連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	0	0	0	0 (4
(8) 地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	0	0	0	~ 糸
(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	0	0	0	0
(10) 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(II)を算定している場合は45名未満)であること	0	0	0	0
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること (平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	0	0	0	〇 連携でも可
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	0	0	0	〇 連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅 サービス計画を作成していること	0	0	0	0

【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(Ⅳ)と同じ)

特定事業所医療介護連携加算 125単位

- (1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上
- (2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定
- (3)特定事業所加算(I)~(Ⅲ)を算定していること

組織化しないと ゚ 難しい

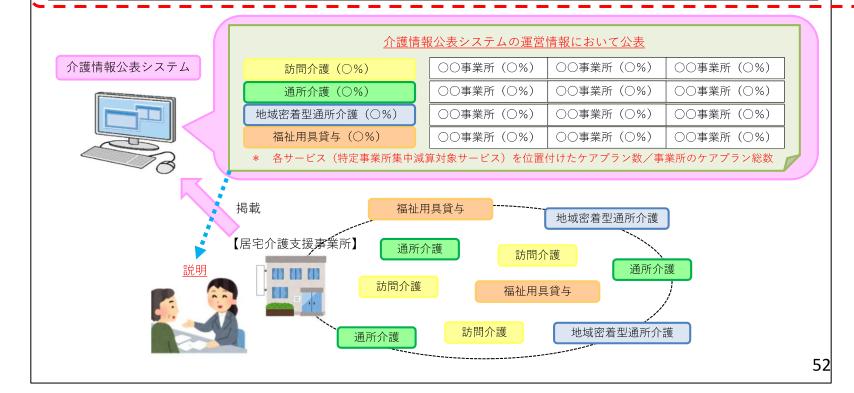


2. (6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

概要

【居宅介護支援】

- ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うととも に、介護サービス情報公表制度において公表することを求める、【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済
 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各 サービスの利用割合
 - 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各 サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合



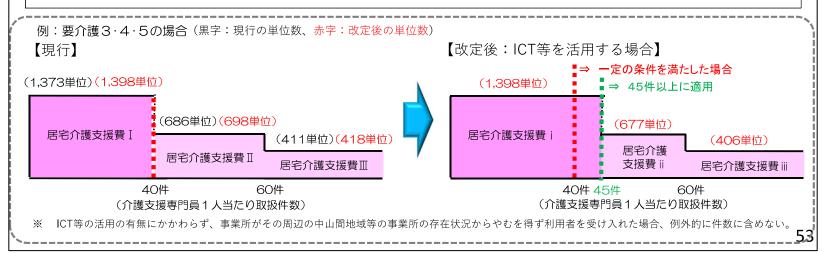


2.(6)② 逓減制の見直し

概要

【居宅介護支援】

- 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、介護支援専門員1人当たりの取 极件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる(40件未満は居宅介護 支援費(1)、40件以上60件未満の部分は同(11)、60件以上の場合は同(111)が適用される)逓減制において、 一定のICT(Alを含む)の活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逓減制の適用(居宅介護支援 費(II)の適用)を<mark>45件以上の部分からとする見直しを行う。その際、この取扱いを行う場合の逓減率(居宅介</mark> 護支援(II)及び(III)の単位数)について、メリハリをつけた設定とする見直しを行う。【告示改正】
 - ※ 特定事業所加算における「介護支援専門員1人当たりの受け入れ可能な利用者数」について、この取扱いを 踏まえた見直しを行う。(2(6)①参照)
- 逓減制における介護支援専門員1人当たりの取扱件数の計算に当たり、現在、事業所が自然災害や感染症等に よる突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、地域の実情を踏ま え、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合についても例 外的に件数に含めない見直しを行う。【告示改正】





受診時に同席すれば、より質の高いプランを作成できるが、それよりも医療期間と の連携のきっかけとすることを目指したい!

2.(6)③ 医療機関との情報連携の強化

概要

【居宅介護支援】

○ 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質 の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等 と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設 する。【告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

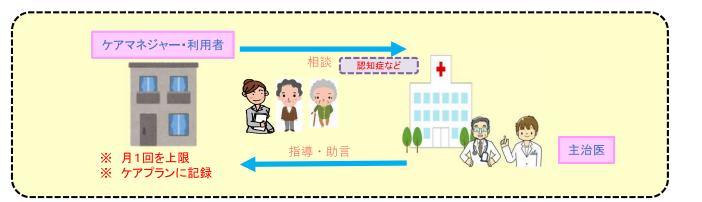
なし

通院時情報連携加算 50単位/月(新設)

同席すると 月に500円 どう考える?

算定要件等

- ・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする
- ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、 医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画(ケアプラン)に記録した場合



退院の可能性があれば、積極的にかかわりたい!

2.(6)4 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

概要

【居宅介護支援】

○ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。【通知改正】

単位数

<現行>

<改定後>

サービス利用の実績がない場合は請求不可

ト 居宅介護支援費を算定可

算定要件等

- ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の(原案の)作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること
- ・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと

退院

退院に向けて利用者の状態変化のタイミングに合わせて、アセスメントやサービス担当者会議等の必要なケアマネジメント業務を行い、ケアプラン

を作成





状態変化



利用者・家族からの相談、調整や、 サービス事業者等の調整、 ケアプランの変更 等 死亡



【現行】サービス利用の実績がな い場合、居宅介護支援費算定不可

【改定後】 サービス利用の実績がない場合で あっても、居宅介護支援費算定可



2.(6)⑤ 介護予防支援の充実

概要

【介護予防支援】

○ 介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に外部委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、介護予防支 援事業所が委託する個々のケアプランについて、委託時における居宅介護支援事業者との適切な情報連携等を評 価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

<現行> なし

<改定後>

委託連携加算 300単位/月(新設)

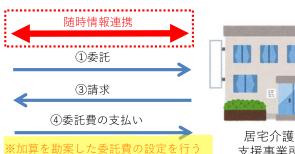
初回のみ! どうする?

算定要件等

- 利用者1人につき指定介護予防支援を<u>指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、所定単位数を</u>算定する
- ※ 当該加算を算定した際には、介護予防支援事業所に対して、当該加算を勘案した委託費の設定等を行うよう 求める。



介護予防支援事業所 (地域包括支援センター)



支援事業所



被保険者

改定事項

- 通所介護•地域密着型通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 +0.1%& 減少時3%
- 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応
- 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- 12345678911121345617 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- 2(4)⑥通所介護における地域等との連携の強化(通所介護のみ)
- 2(7) ⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- 3(1) ⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し
- 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- 3(1)9通所介護における個別機能訓練加算の見直し
- 3(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し
- 3(1)①通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- 3(1)18通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- 5(1)①サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保(通所介護のみ)

昨年より 減っていたら

昨年より減っている事業所は少ないか? 大規模 I · II 事業所は積極的に活用したい!

1. ④ 通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

概要•算定要件

【通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護等の報酬について、感染症や災害の影響により利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス 提供を可能とする観点から、以下の見直しを行う。
 - ア より小さい規模区分がある大規模型について、**事業所規模別の報酬区分の決定**にあたり、前年度の平均延べ利 用者数ではなく、**延べ利用者数の減が生じた月の実績を基礎とすることができる**こととする。【通知改正】
 - イ 延べ利用者数の減が生じた月の実績が**前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少している場合**、3か月間(※ 2)、基本報酬の**3%の加算**を行う(※3)。【告示改正】

現下の新型コロナウイルス感染症の影響による前年度の平均延べ利用者数等から5%以上の利用者減に対する適用にあたっては、**年度当初から即時的に対応**を行う。

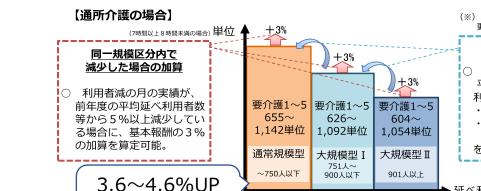
- ※1 ア・イともに、利用者減の翌月に届出、翌々月から適用。利用者数の実績が前年度平均等に戻った場合はその翌月に届出、翌々月まで。
- ※2 利用者減に対応するための経営改善に時間を要するその他の特別の事情があると認められる場合は一回の延長を認める。
- ※3 加算分は区分支給限度基準額の算定に含めない。

単位数

<現行> <改定後>

- なし → ア 通所介護又は通所リハの大規模型 | について、通所介護又は通所リハの通常規模型の基本報酬 通所介護又は通所リハの大規模型 | について、通所介護又は通所リハの大規模型 | 又は通常規模型の基本報酬
 - イ 基本報酬の100分の3の加算(新設)

さらに3%UP



(※)「同一規模区分内で減少した場合の加算」「規模区分の変更の特例」の両方に該当する場合は、後者を適用。

規模区分の変更の特例

- 利用者減がある場合、前年度の 平均延べ利用者数ではなく、
- 利用者減の月の実績を基礎とし、 ・大規模型 I は通常規模型
- ・大規模型 I は大規模型 I 又は通常規模型 を算定可能。

▶ 延べ利用者数

注)「新型コロナウイルス感染症に 係る介護サービス事業所の人員基 準等の臨時的な取扱いについて (第12報)」(令和2年6月1日事数 連絡)で示している請求単位数の 特例は、上記の対応が実施される までの間とする。

誰の役割に

する?

2.(4)⑥ 通所介護における地域等との連携の強化

概要

【通所介護】

※第105条にて第36条の2を準用

○ 通所介護について、利用者の地域における社会参加活動や地域住民との交流を促進する観点から、地域密着型 通所介護等と同様に、その事業の運営に当たって、地域住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の 地域との交流に努めなければならないこととする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済

基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)において、地域密着型通所介護等と同様の規定(以下表下線部)を新設する。

改正前 改定後 (なし) 第104条の2 (新設) 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地 域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等 の地域との交流に努めなければならない。 第36条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、 提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、 市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の 市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の 市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

CHASEに提出

拡充している!絶対に算定したい!!(ただし体制やスケジュールの見直しは必須)

3.(1)9 通所介護における個別機能訓練加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護】 概要 ○ 通所介護・地域密着型通所介護における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓 練の提供を促進する観点から、加算の取得状況や加算を取得した事業所の機能訓練の実施状況等を踏まえ、従来の個 別機能訓練加算(1)と個別機能訓練加算(Ⅱ)を統合し、人員配置基準等算定要件の見直しを行う。【告示改正】 単位数 <現行> <改定後>

個別機能訓練加算(I) 46単位/日 ⇒ 個別機能訓練加算(I) イ 56単位/日 個別機能訓練加算(Ⅱ) 56単位/日

個別機能訓練加算(1)口 85単位/日

※イと口は併算定不可

個別機能訓練加算(II) 20単位/月 (新設) ※加算(I) に上乗せして算定

算定要件等

ニーズ把握・ 情報収集	通所介護・地域密着型通所介護事業別 生活状況を確認。							
機能訓練指導員の 配置	(I) イ 専従1名以上配置 2人配置の (配置時間の定と ナース (サービス提供時間) リハ職							
	※人員欠如減算・定員超過減算を算定している場合は、回加機能訓練加算を算定しない。 ※イは運営基準上配置を求めている機能訓練指導員により満たすこととして差し支えない。口はイに加えて専従で1名以上配置する。							
計画作成	居宅訪問で把握したニーズと居宅での生活状況を参考に、多職種共同でアセスメントを行い、個別機能訓練計画を作成。							
機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて、身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。 訓練項目は複数種類準備し、その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。							
訓練の対象者	5 人程度以下の小集団又は個別							
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施(介護職員等が訓練の補助を行うことは妨げない)							
進捗状況の評価	3ヶ月に1回以上実施し、利用者の居宅を訪問した上で、居宅での生活状況を確認するとともに、当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて個別機能訓練計画の見直し等を行う。							

<加算(Ⅱ)>加算(Ⅱ)に加えて、個別機能訓練計画等の内容を厚生労働省に提出し、フィードバックを受けていること(CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用)

81

3.(1)⑩ 通所介護等の入浴介助加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護・地域密着型通所介護・(介護予防)認知症対応型通所介護における入浴介助加算について、利用者 の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や 医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等 (以下、「医師等」という。)が訪問により 把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入 浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
 - イ 現行相当の加算区分については、現行の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また、 新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

単位数

<現行>

<改定後>

1回150円、20名いたら1日3,000円

入浴介助加算 50単位/日 ⇒ 入浴介助加算(Ⅰ) 40単位/日

入浴介助加算(Ⅱ) 55単位/日(新設) ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可

算定要件等

<入浴介助加算(丨)>(現行の入浴介助加算と同要件)

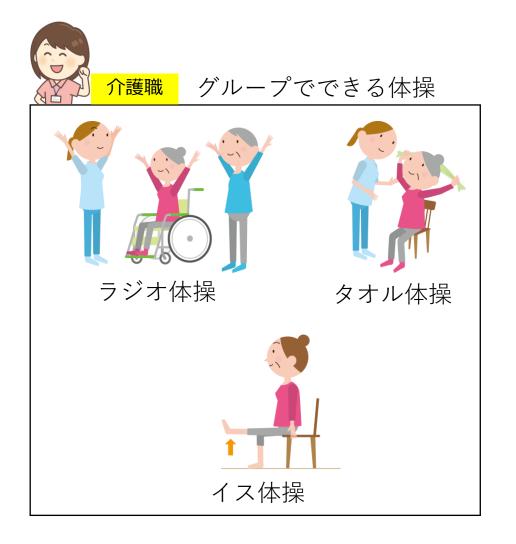
○ 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。

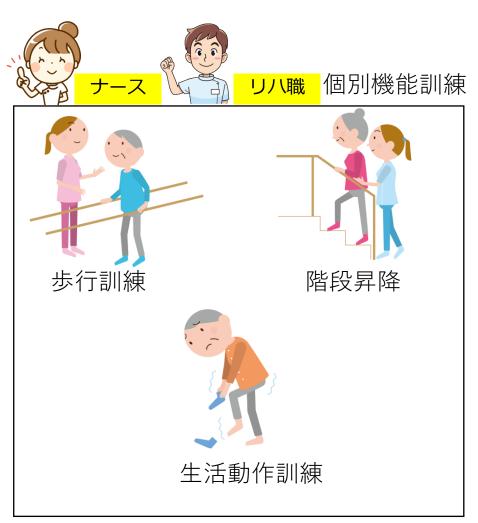
<入浴介助加算(Ⅱ) > (上記の要件に加えて)

- 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、 当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問し た医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境 整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

入浴人数によって によっては、Ⅱを 算定するかを検討

- - 1) どの職種が、どのような目的で、どのような訓練をするか(できるか)を「分類」する
 - 2) 1日のスケジュールに当てはめる(結構大変)









14,999

すぐにシミュレーションをはじめて「算定する加算」と「算定しない加算」に仕分けしよう!

業態	通所介護	規模	通常規模	※要支援の方は除いて計算
時間	5 時間	契約者数	109	※うち要介護63名

介護度	利用	者数	基本	単価	個別機能訓練加算1			個別機能訓練加算2			入浴加算			口腔ケア	合計			
刀張反	請求人数	のべ利用者数	基本単価	合計	単価	算定率	合計	単価	算定率	合計	単価	算定率	合計	単価	算定率	合計	口司	
要介護1	46	304	558	169,632	46	100%	13,984	56	30%	5,108	50	30%	4,560	300	70%	9,660	202,944	
要介護 2	12	78	660	51,480	46	100%	3,588	56	30%	1,311	50	30%	1,170	300	70%	2,520	60,069	
要介護3	4	22	761	16,742	46	100%	1,012	56	30%	370	50	30%	330	300	70%	840	19,294	
要介護4	1	2	863	1,726	46	100%	92	56	30%	34	50	30%	30	300	70%	210	2,092	
要介護5			988	0	46	100%	0		30%	0	50	30%	0	300	70%	0	0	
合計	63	406	239,580		239,580		18,676			6,823		6,090			13,230			284,399

介護度	利用	者数	基本主	単価	個別機能訓練加算1(口)		1 (口)	個別機能訓練加算 2		入浴加算 (は算定しない)		口腔ケア加算			ADL維持等加算		科学的介護推進体制加算		合計		
71 護反	請求人数	のべ利用者数	基本単価	合計	単価	算定率	合計	単価/月	算定率	合計	単価	算定率	合計	単価	算定率	合計	単価/月	合計	単価/月	合計	口司
要介護1	46	304	567	172368	85	90%	23256	20	100%	920	40	30%	3648	320	70%	10,304	30	1380	40	1840	213,716
要介護 2	12	78	670	52260	85	90%	5967	20	100%	240	40	30%	936	320	70%	2,688	30	360	40	480	62,931
要介護3	4	22	773	17006	85	90%	1683	20	100%	80	40	30%	264	320	70%	896	30	120	40	160	20,209
要介護4	1	2	876	1752	85	90%	153	20	100%	20	40	30%	24	320	70%	224	30	30	40	40	2,243
要介護 5			979	0	85	90%	0	20	100%	0	40	30%	0	320	70%	0	30	0	40	0	0
合計	63	406	243,	386		31,059			1,260			4,872			14,112		1,8	90	2,5	20	299,099
			U	Ρ		UP			DOWN			DOWN			UP		U	Р	コロナ加算	0.10%	299
																			総合	計	299.398

加算をしつかり算定すれば、プラスにはできるが・・・

改定事項

- 通所リハビリテーション 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応
- 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- 2(7) ⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- 3(1)②リハビリテーションマネジメント加算の見直し★
- 3(1)⑤社会参加支援加算の見直し
- 3(1)⑥生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し★
- 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- 3(1)⑪通所リハビリテーションの入浴介助加算の見直し
- 3(1)⑪通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- 3(1)®通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実★
- 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- 123456789111234561898 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化★
- 5(1)④長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化(予防のみ)
- 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止★
- 5(1)②サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

3.(1)⑤ 社会参加支援加算の見直し

概要

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

○ 社会参加支援加算について、算定要件である「社会参加への移行状況」の達成状況等を踏まえ、利用者に対する適時・適切なリハビリテーションの提供を一層促進する観点から見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

【訪問リハビリテーション】 社会参加支援加算 17単位/日 ⇒ 移行支援加算 (※単位数は変更なし) 【通所リハビリテーション】 社会参加支援加算 12単位/日 ⇒ 移行支援加算 (※単位数は変更なし)

算定要件等

- 加算の趣旨や内容を踏まえて、<mark>加算の名称を「移行支援加算」</mark>とする。
- 以下を要件とする。(下線部が見直し箇所)

【訪問リハビリテーション】 (現行と同様)

- ・評価対象期間においてリハビリテーション終了者のうち、指定通所介護等を実施した者の割合が、100分の 5 を超えていること。
- ・リハビリテーションの利用の回転率 12月 平均利用延月数 ≥ 25% であること。

【通所リハビリテーション】

【訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション共通】

- ・評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に、リハビリテーション終了者に対して、電話等により、指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。
- ・<u>リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり、当該利用者のリハビリテーション</u> 計画書を移行先の事業所へ提供すること。

3.(1)⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し①

概要

【通所リハビリテーション★】

○ 生活行為向上リハビリテーション実施加算について、廃用症候群や急性増悪等によって生活機能が低下した利用者に対する、適時適切なリハビリテーションの提供を一層促進する観点から、事業所の加算を取得しない理由等も踏まえ、見直しを行う。【告示改正】

単位数

【通所リハビリテーション】

<現行>

3月以内 2,000単位/月

3月超、6月以内 1,000単位/月

※ 当該加算によるリハビリテーションを終えた後に継続する場合、 ⇒ 廃止 当該翌月から6月以内の間所定単位数を15/100減算

【介護予防通所リハビリテーション】

<現行>

3月以内 900単位/月

3月超、6月以内 450単位/月

※ 当該加算によるリハビリテーションを終えた後に継続する場合、 ⇒ 廃止 当該翌月から6月以内の間所定単位数を15/100減算

<改定後>

<改定後>

~ 以上俊 /

6月以内 562単位/月

6月以内 1,250単位/月

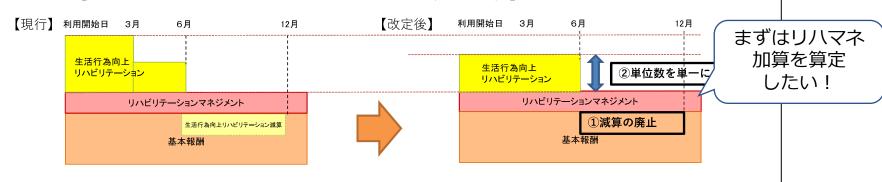
3.(1)⑥ 生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し②

算定要件等

※下線部が見直し箇所

- 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験を有する作業療法士、生活行為の内容の充実を図る ための研修を修了した理学療法士、言語聴覚士が配置されていること
- 生活行為の内容の充実を図るための目標や、目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所等が 記載されたリハビリテーション実施計画を定めて、リハビリテーションを提供すること。
- 当該計画で定めたリハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリテーション会議を開催し、目標の達成状況を報告すること。
- リハビリテーションマネジメント加算 (A)・ (B)のいずれかを算定していること (通所リハビリテーションのみ)。
- 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること(新規)。

【生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し(イメージ)】



3.(1)⑪ 通所リハビリテーションの入浴介助加算の見直し

概要

【通所リハビリテーション】

- 通所リハビリテーションにおける入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下 の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や 医師・理学療法士・作業療法士・介護支援専門員等(以下、「医師等」という。)が訪問により把握した利用 者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行う ことを評価する新たな区分を設ける。
 - イ 現行相当の加算区分については、現行の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また、 新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

単位数

<現行>

<改定後>

入浴介助加算 50単位/日 ⇒ 入浴介助加算(Ⅰ)

40単位/日 1回200円、20名いたら1日4,000円

60単位 ∕日 (新設) ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可 入浴介助加算(Ⅱ)

算定要件等

- <入浴介助加算(丨)>(現行の入浴介助加算と同要件)
- 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
- <入浴介助加算 (II) >(ト記の要件に加えて)
- 医師等が当該利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。こ の際、当該利用者の居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある 場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修 等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
- 当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪 問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。
- 上記の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこと。

入浴人数によって によっては、Ⅱを 算定するかを検討

改定事項

- 〇 訪問介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 2(2)⑦訪問介護における看取り期の対応の評価
- ④ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑥ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑦ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑧ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑨ 4(1)④特定事業所加算の見直し
- ⑩ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(V)の廃止
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保



2.(2)⑦ 訪問介護における看取り期の対応の評価

概要

【訪問介護】

○ 看取り期における対応の充実と適切な評価を図る観点から、看取り期には頻回の訪問介護が必要とされるとと もに、柔軟な対応が求められることを踏まえ、看取り期の利用者に訪問介護を提供する場合に、訪問介護に係る 2時間ルールの運用を弾力化し、2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合に、所要時間を合算せずにそれぞ れの所定単位数の算定を可能とする。【通知改正】

単位数

○ 所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数の算定を可能とする。

<単位数>

身体介護中心型 20分未満 167単位

20分以上30分未満 250単位 30分以上1時間未満 396単位

1時間以上1時間30分未満 579単位

+以降30分を増すごとに 84単位 20分以上45分未満 183単位

45分以上 225単位

看取り期の 2時間ルール 撤廃

※単位数はすべて1回あたり。

※今回改定後の単位数

算定要件等

訪問介護提供

生活援助中心型

※追加する利用者は下線部

○ 訪問介護は在宅の要介護者の生活パターンに合わせて提供されるべきであることから、単に1回の長時間の訪問介護を複数回に区 分して行うことは適切ではない。したがって、前回提供した指定訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で指定訪問介護が行われ た場合には、それぞれの所要時間を合算するものとする(緊急時訪問介護加算を算定する場合又は医師が一般に認められている医 学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に訪問介護を提供する場合を除く、)、

2 時間未満 (訪問介護事業所による)

<現行の取扱い>

それぞれの所要時間を合算して報酬を算定 例:それぞれ身体介護を25分提供

→合算して50分提供したものとして報酬を算 定するため、30分以上1時間未満の396単 位を算定

<改定後>

所要時間を合算せずにそれぞれの所定単位数を算点 例:それぞれ身体介護を25分提供

→合算せずにそれぞれ25分提供したものとして 報酬を算定するため、250単位×2回=500単 位を算定

- 訪問介護提供 ※1 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合を除く。
- ※2 頻回の訪問として、提供する20分未満の身体介護中心型の単位を算定する際の例外あり。

通所系・短期入所系サービス事業所から病院等への送迎で「通院等乗降介助」の算定が可能に

2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

○ 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある 場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合には、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービ ス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送といった目的地間の移送に係る乗降介助に関しても、同一 の事業所が行うことを条件に、算定可能とする。【通知改正】

この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所は送迎を行わないことから、通所系サービスについて は利用者宅と事業所との間の送迎を行わない場合の減算を適用し、短期入所系サービスについては、利用者に対 して送迎を行う場合の加算を算定できないこととする。

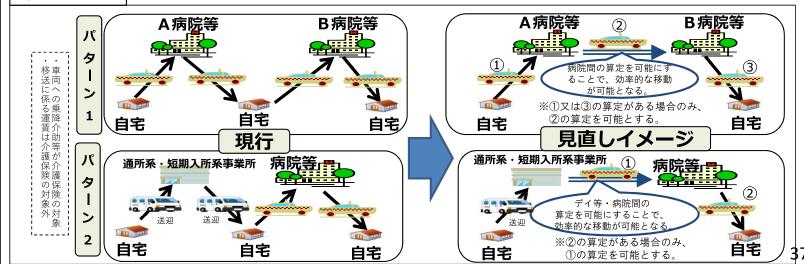
単位数

诵院等乗降介助

99単位/片道

※今回改定後の単位数

算定要件等



改定事項

- 〇 訪問看護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ② 2(4)③退院当日の訪問看護★
- ③ 2(4)④看護体制強化加算の見直し★
- ④ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑤ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑥ 5(1)③訪問看護の機能強化★
- ⑦ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

5.(1)③ 訪問看護の機能強化

概要

【訪問看護★】

○ 訪問看護の機能強化を図る観点から、理学療法士等によるサービス提供の状況や他の介護サービス等との役割 分担も踏まえて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護や介護予防訪問看護について評価や提供 回数等の見直しを行う。【告示改正】

単位数

○ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合(1回につき)

<現行>

<改定後>

297単位

293単位

(介護予防)

287単位

283単位

○ 1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合の評価

<現行>

⇒ <改定後>

1回につき100分の90 に 1回につき100分の50に

相当する単位数を算定相当する単位数を算定

利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った 場合は、1回につき5単位を減算する(新設)

算定要件等

- 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。
- 対象者の範囲

理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみで は家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加。

マイナス改定



STAR 令和3年 介護報酬改定

3. (1)② リハビリテーションマネジメント加算の見直し①

概要

【訪問リハビリテーション★、通所リハビリテーション★】

- 自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、リハビリテーションマネジメント加算について以下の見直しを行う。
 - ・ 報酬体系の簡素化と事務負担軽減の観点から、リハビリテーションマネジメント加算(I)及び介護予防のリハビリテーションマネジメント加算は廃止し、同加算の算定要件は基本報酬の算定要件とし、基本報酬で評価を行う。【告示改正】
 - ・ 訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの評価の整合性を図る観点から、リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)の評価の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ リハビリテーションマネジメント加算(IV)を廃止。定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しが要件とされるリハビリテーションマネジメント加算(II)・(III)において、事業所が CHASE・VISITへデータを提出しフィードバックを受けPDCAサイクルを推進することを評価する。 【告示改正】
 - ・ CHASE・VISITへの入力負担の軽減やフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、リハビリテーション計画書の項目について、データ提供する場合の必須項目と任意項目を設定する。【通知改正】
- ・ リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。【通知改正】

IとⅣは廃止、ⅡとⅢはマイナス改定 基本報酬組入れ(わずかしか上がっていない)

単位数

【訪問リハビリテーション】

< 現行 > リハビリテーションマネジメント加算(I)	230単位/月	\Rightarrow	< 改定後 > 廃止 リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ	
リハビリテーションマネジメント加算(II)	280単位/月	\Rightarrow	180単位/月 リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ 213単位/月	(新
リハビリテーションマネジメント加算(III)	320単位/月	\Rightarrow	リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ 450単位/月 リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ 483単位/月	
リハビリテーションマネジメント加算(IV)	420単位/月	\Rightarrow	廃止(加算(B)口に組み替え)	
(介護予防) リハビリテーションマネジメント加算	230単位/月	⇒	廃止	

単位数

【通所リハビリテーション】

<現行> リハビリテーションマネジメント加算(1) 330単位/月 ⇒

リハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)

同意日の属する月から6月以内 850単位/月 同意日の属する月から6月超 530単位/月

リハビリテーションマネジメント加箟(川)

同意日の属する月から6月以内 1,120単位/月 同意日の属する月から6月超 800単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (IV)

同意日の属する月から6月以内1,220単位/月 同意日の属する月から6月超 900単位/月 (3月に1回を限度)

(介護予防)

リハビリテーションマネジメント加算 330単位/月

<改定後>

⇒ 廃止

リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ 同意日の属する月から6月以内 560単位/月 同意日の属する月から6月超 240単位/月 リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ (新設)

同意日の属する月から6月以内 593単位/月 同意日の属する月から6月超 273単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) イ 同意日の属する月から6月以内 830単位/月 同意日の属する月から6月超 510単位/月

リハビリテーションマネジメント加算 (B) ロ 同意日の属する月から6月以内 863単位/月 同意日の属する月から6月超 543単位/月

廃止(加算(B)口に組み替え)

⇒ 廃止

算定要件等

【訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション】

- ○リハビリテーションマネジメント加算の要件について
- <リハビリテーション加算(A) イ>
- ・現行のリハビリテーション加算(Ⅱ)と同要件を設定
- <リハビリテーションマネジメント加算 (A) ロ>
- ・リハビリテーション加算(A)イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生 労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効 な実施のために必要な情報を活用していること。
- <リハビリテーションマネジメント加算(B)イ>
- ・現行のリハビリテーションマネジメント加算(Ⅲ)と同要件を設定
- <リハビリテーションマネジメント加算(B) ロ>
- 現行のリハビリテーションマネジメント加算(IV)と同要件を設定
- CHASE・VISITへのデータ提供の内容について

CHASE・VISITへの入力負担の軽減及びフィードバックにより適するデータを優先的に収集する観点から、 リハビリテーション計画書の項目について、データ提出する場合の必須項目と任意項目を設定。

○リハビリテーション会議の開催について

リハビリテーションマネジメント加算の算定要件の一つである「定期的な会議の開催」について、利用者の 了解を得た上で、テレビ会議等の対面を伴わない方法により開催することを可能とする。

訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーションマネジメント加算の見直しイメージ <現行> 加算(Ⅳ) 加算(Ⅲ) 加算(Ⅱ) 加算(I) 【医師の指示】 ・医師がリハビリテーションの詳細な指示を実施。指示の内容を記録 【情報連携】 ・PT、OT又はSTが、ケアマネを通じ、他の事業所に、介護の工夫等の情報を伝達 【リハビリテーション会議】 算定要件 会議を開催し、利用者の状況等を構成員と共有。会議内容を記録 → 改定により、ICT等での参加を可能に 【リハビリテーション計画】 進捗状況を定期的に評価し、必要に応じ見直しを実施 ・PT、OT又はSTが利用者等に説 ■・医師が利用者等に説明・同意を得る 明・同意を得る。医師へ報告 ・国への提出&フィードバック 廃止 廃止 リハビリテーション計画の リハビリテーション計画の 基本報酬の要件化 加算 (B) 口に 国への提出&フィードバック 国への提出&フィードバック (赤枠部分) 組み替え なし なし あり あり <改定後> 加算(A)イ 加算(A)口 加算(B)口 加算(B)イ

改定事項

- 〇 小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ② 2(1)③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設★
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ④ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑤ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保★
- ⑥ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実★
- ⑦ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実★
- ⑧ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保★
- ⑨ 2(7)④地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保★
- ⑩ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ① 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ③ 3(1)①通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- 16 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑪ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進★
- ⑱ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置★
- ⑲ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し★
- ② 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化★
- ② 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(N)及び(V)の廃止★



2.(2)8 通所困難な利用者の入浴機会の確保

概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 看取り期等で多機能系サービスへの通いが困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点か ら、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者 の負担の下で提供することが可能であることを明確化する。【通知改正】

基準

<現行>

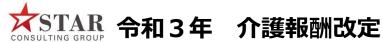
利用者の負担によって(看護)小規模多機能型 居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあっ てはならない。

<改定後>



利用者の負担によって(看護)小規模多機能型居宅介 護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。 ただし、(看護)小規模多機能型居宅介護事業者の負 担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供するこ とは差し支えない。 (追加)

34/34 1-11 44 42		(0.4070-40)
※追加は <u>下線部</u>	(看護)小規模多機能型居宅介護	
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)	(介護等) 第78条 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の 負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型 居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。 (準用) 第182条 (略)第78条、(中略)の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介 護の事業について準用する。(以下、略)	(介護等) 第99条 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
指定地域密着型サービス及び指定地域密 着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年3月31日 老計発第0331004号、 老振発第0331004号、 老老発第0331017号)	第3 地域密着型サービス 四 小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準 (9) 介護等 ② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模 多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。 八 看護小規模多機能型居宅介護 4 運営に関する基準 (6) 準用(基準第182条)(略)	第3 地域密着型サービス 五 認知症対応型共同生活介護 4 運営に関する基準 (6)介護等 ② 同条第2項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。



充足度が低い場合、市町村が応じればと登録定員、通い定員、泊まり定員を変更することができる

2.(7)④ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

概要

【小規模多機能型居宅介護★】

○ 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」(必ず適合しなければならない基準であり、全国一律)から「標準基準」(通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの)に見直す。【法律改正、省令改正】

基準

<現行>

登録定員、利用定員が「従うべき基準」となっている。



<改定後>

登録定員及び利用定員について、 「従うべき基準」から「標準基準」に見直す。

【登録定員等】

	本体事業所
登録定員	29人まで
通いの利用定員	登録定員の1/2~18人まで
泊まりの利用定員	通い定員の1/3~9人まで

※ 基準の考え方

- ・従うべき基準
- → 条例の内容は全国一律
- 標準基準
- → 条例の内容は地方自治体に「合理的なもの」である 旨の説明責任あり
- ・参酌すべき基準
- → 基本的には地方自治体の判断で設定可能

I	指定基準等	具体的な項目(例)	条例委任する場合の基準
	定員	・利用することができる人数の上限 ※(介護予防)小規模多機能型居宅介護の場合 登録定員:利用者登録することができる人数の上限 利用定員:通い・宿泊サービスごとの1日当たりの 利用者の数の上限	標準基準(看多機を含む) ※ ただし、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護 等は、 従うべき基準



改正後

標準基準(看多機を含む) ※ (介護予防)小規模多機能 型居宅介護も、<u>標準基準</u>とす る。



制度改正のポイント 入所系サービス

改定事項

- 介護老人福祉施設·地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)②特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑧ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保(※地密のみ)
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ① 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ① 3(1)③特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ③ 3(1)④施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- 4 3(1)⑤施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑤ 3(1)⑥多職種連携における管理栄養士の関与の強化



改定事項

- 3(2)4ADL維持等加算の見直し
- 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- 3(3)②縟瘡マネジメント加算等の見直し
- 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- (23) 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
- 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- **(27)** 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(N)及び(V)の廃止
- (28) 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- 6③基準費用額の見直し **(29)**



2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地 域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護。介護老人保健施設。介護春養型医療施設。介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護 等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬(介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護(介護老 人保健施設によるものを除く))や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決 定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援 に努めることを求める。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
 - 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する
 - 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

アドバンス ケアプランニングの実践!

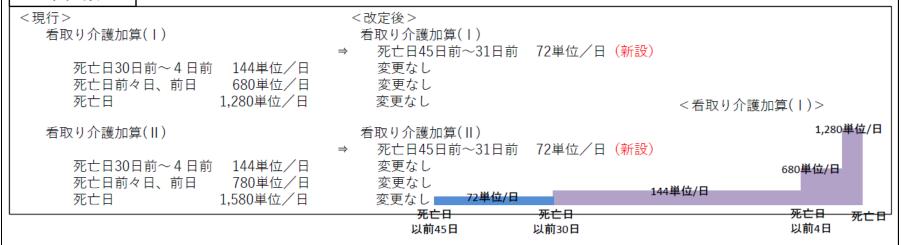
2.(2)② 特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

- 特別養護老人ホームにおける中重度者や看取りへの対応の充実を図る観点から、看取り介護加算の算定要件の見直しを行うとともに【告示改正、通知改正】、現行の死亡日以前30日前からの算定に加え、それ以前の一定期間の対応についても新たに評価する区分を設ける【告示改正】。
- あわせて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求めることとする。【通知改正】

単位数



算定要件等

- 看取り介護加算の要件として、以下の内容等を規定する。
 - ・<u>「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組</u>を行うこと。 (通知)
 - ・ 看取りに関する協議の場の参加者として、生活相談員を明記する。(告示)
- 施設サービス計画の作成に係る規定として、以下の内容等を通知に記載する。
 - ・施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

2.(5)① 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、 短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

○ 個室ユニット型施設において、ケアの質を維持しつつ、人材確保や職員定着を目指し、ユニットケアを推進する観点から、1ユニットの定員を、夜間及び深夜を含めた介護・看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めることを求めつつ、現行の「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済

基準

○ 個室ユニット型施設における1ユニットの定員について、以下のとおり見直しを行う。

<現行>

おおむね10人以下としなければならない。

<改定後>

- ・原則として<u>おおむね10人以下とし、15人を超えない</u>も のとする。
- ・当分の間、現行の入居定員を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3.(1) 1 特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

○ (地域密着型)介護老人福祉施設における個別機能訓練加算について、より利用者の自立支援等に資する個別機能訓練の提供を促進する観点から、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>

個別機能訓練加算 12単位/日

<改定後>

個別機能訓練加算(I) 12単位/日

個別機能訓練加算(Ⅱ) 20単位/月(新設)

※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算可。

算定要件等

- <個別機能訓練加算(Ⅱ)>
- 個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、<u>個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省</u>に提 出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する こと。

3.(1)4 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(一部除く)、介護医療院】

- 施設系サービスにおいて口腔衛生管理体制を確保するよう促すとともに、状態に応じた丁寧な口腔衛生管理を更に充実させるため、口腔衛生管理体制加算を廃止し、同加算の算定要件の取組を一定緩和した上で、3年の経過措置期間を設け、基本サービスとして、口腔衛生の管理体制を整備し、入所者ごとの状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。【省令改正、告示改正】
- 口腔衛生管理加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

口腔衛生管理体制加算 30単位/月 ⇒ 廃止

□腔衛生管理加算 90単位/月 ⇒ □腔衛生管理加算(Ⅰ) 90単位/月(現行の□腔衛生管理加算と同じ)

口腔衛生管理加算(Ⅱ)110単位/月(新設)

基準 • 算定要件

<運営基準(省令)>(※3年の経過措置期間を設ける)

- ・ 「入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない」ことを規定。
 - ※ 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することとする。
- <□腔衛生管理加算(Ⅱ)>
 - ・ 加算(I)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理 の実施に当たって、当該情報その他口腔衛生等の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。



3.(1)⑤ 施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設(一部除く)、介護医療院】

○ 介護保険施設における栄養ケア・マネジメントの取組を一層強化する観点から、栄養マネジメント加算等の見直 しを行う。【省令改正、告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

栄養マネジメント加算 14単位/日 廃止 \Rightarrow

栄養ケア・マネジメントの未実施 14単位/日減算(新設)

(3年の経過措置期間を設ける)

なし

栄養マネジメント強化加算 11単位/日(新設)

低栄養リスク改善加算 300単位/月 廃止

経口維持加算

400単位/月

変更なし

基準・算定要件等

<運営基準(省令)>

- (現行)栄養士を1以上配置 → (改定後)栄養士又は管理栄養士を1以上配置。
- 栄養マネジメント加算の要件を包括化することを踏まえ、「入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した 日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない | ことを規 定。(3年の経過措置期間を設ける)
- <栄養マネジメント強化加算>
 - 管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50(施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合 は70)で除して得た数以上配置すること
 - 低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画に従 い、食事の観察(ミールラウンド)を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整等を 実施すること
 - 低栄養状態のリスクが低い入所者にも、食事の際に変化を把握し、問題がある場合は、早期に対応すること
 - 入所者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、継続的な栄養管理の実施に当たって、当該情報その他継 続的な栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- <経口維持加算>
 - 原則6月とする算定期間の要件を廃止する



3.(1)億 多職種連携における管理栄養士の関与の強化

概要

【短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設において多職種連携で行う取組について、管理栄養士の役割や関与を強化する観点から、以下の見直 しを行う。【告示改正、通知改正】
 - ・ 看取り期における栄養ケアの充実を図る観点から、介護保険施設における看取りへの対応に係る加算(看取り介 護加算、ターミナルケア加算)又は基本報酬の算定要件において、関与する専門職として管理栄養士を明記する。
 - ・ 褥瘡の発生や改善は栄養と大きく関わることを踏まえ、褥瘡マネジメント加算、褥瘡対策指導管理の算定要件に おいて、関与する専門職として管理栄養士を明記する。

STAR 令和3年 介護報酬改定

3.(3)① 寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

- 介護保険施設において、入所者の尊厳の保持、自立支援・重度化防止の推進、廃用や寝たきりの防止等の観点 から、医師の関与の下、リハビリテーション・機能訓練、介護等を行う取組を推進するため、
 - ・ 定期的に全ての入所者に対する医学的評価と、それに基づくリハビリテーションや日々の過ごし方等につい てのアセスメントを実施するとともに、
 - 介護支援専門員やその他の介護職員が、日々の生活において適切なケアを実施するための計画を策定し、 日々のケア等を行う取組を評価する加算を創設する。【告示改正】
- その際、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ること を求める。【告示改正】

単位数

<現行>

<改定後>

なし

自立支援促進加算

300単位/月(新設)

算定要件等

新規入所時 医師の関わりが重要に!

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも六月に 一回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係る支援計画等の策定等に参加していること。
 - ロ イの医学的評価の結果、特に自立支援のための対応が必要であるとされた者毎に、医師、看護師、介護職員、 介護支援専門員、その他の職種の者が共同して、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを 実施していること。
 - ハーイの医学的評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者ごとに支援計画を見直していること。
 - 二 イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進の適切かつ有効な実施のため。 に必要な情報を活用していること。

STAR 令和3年 介護報酬改定

3.(3)② 褥瘡マネジメント加算等の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 褥瘡マネジメント加算(介護医療院は褥瘡対策指導管理)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点 から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - · 計画の見直しを含めた施設の継続的な取組を評価する観点から、毎月の算定を可能とする(介護医療院を除く)。
 - 現行の褥瘡管理の取組(プロセス)への評価に加え、褥瘡の発生予防や状態改善等(アウトカム)について評価 を行う新たな区分を設ける。その際、褥瘡の定義や評価指標について、統一的に評価することが可能なものを 用いる。
 - CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求め る。

単位数

<現行>

褥瘡マネジメント加算 10単位/月 ⇒ 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ) 3単位/月 (新設) (3月に1回を限度とする)

<改定後>

褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) 13単位/月 (新設)

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

※ 加算(I)(II)は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

<現行>

<改定後>

褥瘡対策指導管理 6単位/日 ⇒

褥瘡対策指導管理(|) 6単位/日(現行と同じ)

褥瘡対策指導管理(Ⅱ) 10単位/月(新設)

※ (1) (11) は併算可。

算定要件等

<褥瘡マネジメント加算(|)>

- 以下の要件を満たすこと。
- イ 入所者等ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時等に評価するとともに、少なくとも三 月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用 していること。
- ローイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護 職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること。
- ハ 入所者等ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者等ごとの状態に ついて定期的に記録していること。
- 二 イの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに褥瘡ケア計画を見直していること。

<褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)>

○ 褥瘡マネジメント加算(I) の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡が 発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと。

ブレーデンスケール等の 活用が有効か!?

3. (3)③ 排せつ支援加算の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院、看護小規模多機能型居宅介護】

- 排せつ支援加算(介護療養型医療施設を除く)について、介護の質の向上に係る取組を一層推進する観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 排せつ状態の改善が期待できる入所者等を漏れなく支援していく観点から、全ての入所者等に対して定期的な評価(スクリーニング)の実施を求め、事業所全体の取組として評価する。
 - 継続的な取組を促進する観点から、6か月以降も継続して算定可能とする。
 - ・ 入所者等全員に対する排せつ支援の取組 (プロセス) への評価に加え、排せつ状態の改善 (アウトカム) について評価を行う新たな区分を設ける。その際、定義や指標について、統一的に評価することが可能なものを用いる。
 - ・ CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用によるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを求める。

ブリストルスケール等の 活用が有効か!?

単位数

※看護小規模多機能型居宅介護を対象に加える。

<現行>

<改定後>

排せつ支援加算 100単位/月

⇒ 排せつ支援加算(I)10単位/月 (新設)

排せつ支援加算(Ⅱ)15単位/月 (新設)

排せつ支援加算(Ⅲ)20単位/月 (新設)

※ 排せつ支援加算(Ⅰ)~(Ⅲ)は併算不可。現行の加算を算定する事業所への経過措置を設定

3. (3) 3 排せつ支援加算の見直し2

算定要件等

<排せつ支援加算(Ⅰ)>

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師 が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも六月に一回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出 し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること。
 - ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、 介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を 継続して実施していること。
 - ハーイの評価に基づき、少なくとも三月に一回、入所者等ごとに支援計画を見直していること。

<排せつ支援加算(Ⅱ)>

- 排せつ支援加算(I) の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の 軽減が見込まれる者について、
 - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
 - 又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。

<排せつ支援加算(Ⅲ)>

- 排せつ支援加算(I)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の 軽減が見込まれる者について、
 - ・ 施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない
 - かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

4.(2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

○ 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に 関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入 する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

単位数

○ 変更なし

※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算

H	(1) / 00份件 /口	(1) □ 12甾烷/□	/川) / 0.7 出仕 /口	(川) ロ 10出仕 /ロ		
П	(I)イ 22単位/日 (I)ロ 13単位/日 従来型 従来型		(Ⅱ) イ 27単位/日	(Ⅱ) ロ 18単位/日 ユニット型		
			ユニット型			
	(入所定員30人以上50人以下)	(定員51人以上又は経過的小規模)	(定員30人以上50人以下)	(定員51人以上又は経過的小規模)		

算定要件等

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。
 - ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。 (現行15%を10%とする。)
 - ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和(0.9人配置要件)	②新設要件(0.6人配置要件)				
最低基準に加えて配置する人員	0.9人(現行維持)	(ユニット型の場合) 0.6人(新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人(新規) ② ①を適用しない場合(利用者数25名以下の場合 →等) 0.8人(新規)				
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% (經和: <u>貝庫上前15%→貝庫上後10%)</u>	100%				
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること(※)				

○ ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記 の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に 反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の 職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制や ケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した 上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- 4)職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

⑤夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

○ 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する 実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICT を導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

算定要件等

※併設型短期入所生活介護(従来型)も同様の改定

○ 介護老人福祉施設(従来型)の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上(利用者数が61人以上の場合は常時2人以上)配置することとする。

	現り行	Ţ
	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26~60	2人以上
	利用者数61~80	3人以上
配置 人員数	利用者数81~100	4 人以上
八貝釵	利用者数101以上	4 に、利用者の数が 100を超えて25又はそ の端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

				7	
i	見直し案				
		利用者数25以下	1人以上		
•	配置	利用者数26~60	<u>1.6人</u> 以上		
		利用者数61~80	<u>2.4人</u> 以上		
⇒		利用者数81~100	<u>3.2人</u> 以上		
1	人員数	利用者数101以上	32に、利用者の数が 100を超えて25又はそ の端数を増すごとに <u>0.8</u> を加えて得た数以上		

(要件)

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること(※)

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施
- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、 夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケア の質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

4. (2)③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護(介護付きホーム)における 入居継続支援加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえ、見守り 機器やインカム、スマートフォン、介護記録ソフト等のICT等の複数のテクノロジー機器を活用する場合の新たな 評価を行う。【告示改正】

単位数

- 変更なし
 - ※ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算 (従来型) 36単位/日(ユニット型) 46単位/日
 - ※ 特定施設入居者生活介護における入居継続支援加算 (Ⅰ) 36単位/日 (Ⅱ) 22単位/日

算定要件等

○ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護(介護付きホーム)における 入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、 移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによっ て継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。(現行6:1を7:1とする。)

(要件)

テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること(少なくとも①~③を使用)

- ①入所者全員に見守り機器を使用
- ②職員全員がインカムを使用
- **■** ③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用
- 4 移乗支援機器を使用
- ▶ 安全体制を確保していること (※)

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための 委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- 見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケープの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

4.(2)① 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し①

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

○ 人材確保や職員定着の観点から、従来型とユニット型を併設する場合において、入所者の処遇に支障がない場合、介護・看護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済

基準

<現行>

従来型とユニット型を併設する場合において、 介護・看護職員の兼務は認められない。

<改定後>

従来型とユニット型を併設する場合において、 入所者の処遇に支障がない場合は、介護・看護職員 の兼務を認める。

(※)入所者の処遇や職員の負担に配慮する観点から、食事、健康管理、衛生管理、生活相談等における役務の提供や設備の供与が入所者の身体的、精神的特性を配慮して適切に行われること、労働関係法令に基づき、職員の休憩時間や有給休暇等が適切に確保されていることなどの留意点を明示

<特養と特養を併設する場合の介護・看護職員の兼務の可否>

	従来型	ユニット型
従来型	0	× ⇒ O
ユニット型	× ⇒ O	0

※ 〇は入所者の処遇に支障がない場合にのみ可能。

4.(2)① 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】

○ 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 R3.1.13諮問・答申済

基準

<現行>

広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護 が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可

<改定後>

⇒ 広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設 する場合において、介護職員は入所者の処遇に 支障がない場合に、管理者は管理上支障がない 場合に限り、兼務可能

小規模多機能型居宅介護に併設する 施設・事業所	介護職 員の兼 務	管理者 の兼務	
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	0	0	
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	×	×	

(留意事項)

・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」



小規模多機能型居宅介護に併設する 施設・事業所	介護職 員の兼 務	管理者 の兼務	
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	0	0	
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	0	0	

(留意事項)

・兼務できる施設・事業所は、

小多機併設を促進させる狙いが。 特養併設デイサービスの在り方?

改定事項

- 〇 介護老人保健施設 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)③介護老人保健施設における看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(3)⑦退所前連携加算の見直し
- ⑧ 2(3)⑧所定疾患施設療養費の見直し
- ⑨ 2(3)⑨かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し
- ⑩ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ① 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ② 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ③ 3(1)③リハビリテーションマネジメント等の見直し
- 4 3(1) 4 施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- (5) 3(1)(5)施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

改定事項

- 16 3(1) 16 多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ① 3(2)⑤介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実
- 18 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- 19 3(3) ② 褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ② 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ② 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ② 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ② 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ② 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ② 4(2)①介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ②6 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(IV)及び(V)の廃止
- ② 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- 28 63基準費用額の見直し

2.(3)⑦ 退所前連携加算の見直し

概要

【介護老人保健施設】

- 介護老人保健施設の入所者の早期の在宅復帰を促進する観点から、退所前連携加算について、現行の取組に加え、 入所前後から入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、退所後の介護サービスの利用方針を 定めた場合の区分を設定する。【告示改正】
- 現行相当の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

退所前連携加算 500単位

<改定後>

入退所前連携加算(I) 600単位 (新設)

入退所前連携加算(Ⅱ) 400単位(新設)

算定要件等

在宅復帰が前提で設定!

<入退所前連携加算(I)>

※人所者1人につき1回を限度

- イ 入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、 入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。
- ロ 入所者の入所期間が1月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し、入所者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行うこと。(※現行の退所前連携加算の要件)
- <入退所前連携加算(Ⅱ)>
 - · 入退所前連携加算(I)の口の要件を満たすこと。

3.(1)③ リハビリテーションマネジメント等の見直し

概要

【介護老人保健施設、介護医療院】

○ 介護老人保健施設(リハビリテーションマネジメント)及び介護医療院(特別診療費(理学療法・作業療法・言語聴覚療 法)について、自立支援・重度化防止に向けた更なる質の高い取組を促す観点から、訪問リハビリテーション等と 同様に、CHASE・VISITへリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進す ることを評価する新たな加算を創設する。【告示改正】

単位数

<現行> なし

<改定後>

⇒ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(老健)

33単位/月(新設)

理学療法、作業療法又は言語聴覚療法に係る加算(医療院)

33単位/月(新設)

算定要件等

- 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同し、リハビリテーション実施計画を入所者又はその家族 等に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。
- 入所者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供 に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。



3.(2)⑤ 介護老人保健施設における 在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実①

概要

【介護老人保健施設】

- 在宅復帰・在宅療養支援等評価指標と要件について、介護老人保健施設の在宅復帰・在宅療養支援機能を更に推進するため、指標の取得状況等も踏まえ、以下の見直しを行う。その際、6月の経過措置期間を設ける。【告示改正】
 - ・ 居宅サービス実施数に係る指標において、訪問リハビリテーションの比重を高くする。
 - ・ リハビリテーション専門職配置割合に係る指標において、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の3職種の配置を評価する。
 - ・ 基本型以上についてリハビリテーションマネジメントの実施要件が求められているが、医師の詳細な指示に基づくリハビリテーションに関する事項を明確化する。

算定要件等

※下線部が見直し箇所

在宅復帰・在宅療養支援等指標: 下記評価項目(①~⑩)について、項目に応じた値を足し合わせた値(最高値:90)								
①在宅復帰率	50%超 20		30%超 10		30	%以下 0		
②ベッド回転率	10%以上 20		5%以上	10	5%未満 0			
③入所前後訪問指導割合	30%以上 10		10%以上 5		10	%未満 0		
④退所前後訪問指導割合	30%以上 10		10%以上	5	10	%未満 0		
⑤居宅サービスの実施数	3サービス 5	37-E X 5 <u>⇒2サーEX (訪問リバビ リテーションを含む) 3</u> ⇒2サ 5以上 5 5以上 (PT OT STL) 3以上 3 (設定		<u>ビス(訪問リハビ</u> ⇒2サ-		0サーピス 0		
⑥リハ専門職の配置割合	⇒5以上 (PT, OT, STい				定なし) <u>以上 2</u>	3未満 0		
⑦支援相談員の配置割合	3以上 5			2未満 0 35%未満 0				
⑧要介護4又は5の割合	50%以上 5							
⑨喀痰吸引の実施割合	10%以上 5 5%以上 3 10%以上 5 5%以上 3			5%未満 0				
⑩経管栄養の実施割合				5%未満 0				



改定事項

- 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)⑤介護付きホームにおける看取りへの対応の充実
- 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- 3(1)⑫介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し★
- ⑪ 3(1)⑪通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- 3(2)4ADL維持等加算の見直し
- ⑪ 4(1)⑪処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- (15) 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- 4(1)⑤介護付きホームの入居継続支援加算の見直し
- ① 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進★
- 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(N)及び(V)の廃止★



4.(1)⑤ 介護付きホームの入居継続支援加算の見直し

概要

【特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

○ 介護付きホームについて、入居者の実態に合った適切な評価を行う観点から、入居継続支援加算について、「たんの吸引等を必要とする者の割合が利用者の15%以上」の場合の評価に加えて、「5%以上15%未満」の場合に評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

単位数

<現行>

入居継続支援加算 36単位/日

<改定後>

⇒ 入居継続支援加算 (I) 36単位/日(現行どおり)

入居継続支援加算(Ⅱ)22単位/日(新設)

5%以上15%未満!

15%以上!

算定要件等

- < 入居継続支援加算(I) > (現行と同じ)
 - 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること
 - 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその端数を増すごとに1以上(※2)であること
- <入居継続支援加算(Ⅱ)> (新設)
 - 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為(※1)を必要とする者の占める割合が利用者 の100分の5以上100分の15未満であること
 - 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が<u>6 又はその端数を増すごとに1以上(※2)</u>であること
- ※1 社会福祉法及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為
- ①口腔内の喀痰吸引、②鼻腔内の喀痰吸引、③気管カニューレ内部の喀痰吸引、④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、⑤経鼻経管栄養 ※2 テクノロジーを活用した複数の機器(見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器)を活用し、利用者に対するケ
 - アのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を「7又はその端数を増すごとに1以上」とする。(4 (2) ③参照) 11



制度改正のポイント処遇改善加算等

垷行

B 他の

介護職員

平均賃上げ額が

2以上:

A



4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護を人福祉施設、地域密着型介護を人福祉施設入所者生活介護、介護を人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
 - 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。



サービス提供体制強化加算

畄位数 · 管定要件等

新たな最上位

加算Ⅰ□・加算Ⅱ・加算Ⅲ は「加算Ⅲ」として統合

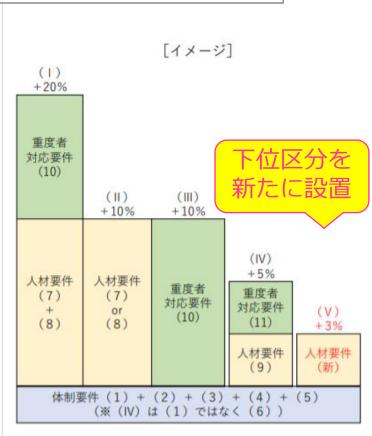
		W 64-W			
	加算 I (新たな最上位区分)	加算Ⅱ(改正前の加算Ⅱイ相当)	加算皿(改正前の加算 1 ロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)	単位数	
訪問入浴介護 夜間対応型訪問介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上		区分は実質減算/厳格	_	
訪問看護 療養通所介護	-	-	I □:12単位→6単位		
坊間リハビリテーション	-	_	「勤続3年以上30%以		
定期巡回・延時対応型訪問介護看護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士60%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	↑提福祉士40%以上又は介護福祉士 修修了者、基礎研修修了者の合計が	「勤続7年以上30%以	以上」 (°6甲1)	
小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士705以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ①介機福祉士40%以上 ②常動職員60%以上 ③動続7年以上の者が30%以上	I 750単位/月 II 640単位/月 III 350単位/月	
通所介護、通所リハビリテーション 地域密着型通所介護 認知症対応型通所介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士705以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上	介護福祉士50%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士40%以上 ② 勤終7年以上30%以上	(予防通りハ以外)	
特定施設入居者生活介護※ 地域密着型特定施設入居者生活介護※ 認知症対応型共同生活介護	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士705以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上 ※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の 向上に資する取組を実施していること。	介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常勤職員75%以上 ③ <u>勤続7年以上</u> 30%以上	I 22単位/囲(日) II 18単位/囲(日) III 6単位/囲(日) (予防通リハ)	
短期入所生活介護、短期入所療養介護 介護老人福祉施設※ 地域密着型介護老人福祉施設※ 介護老人保健施設※、介護医療院※ 介護を養型医療施設※ の自上に資する取組を実施していること。		介護福祉士60%以上	以下のいずれかに該当すること。 ① 介護福祉士50%以上 ② 常動職員75%以上 ③ 勤結7年以上30%以上	I 176単位/月 II 144単位/月 III 48単位/月	

⁽注1)表中、複数の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

以上勤続職員の割合」である。



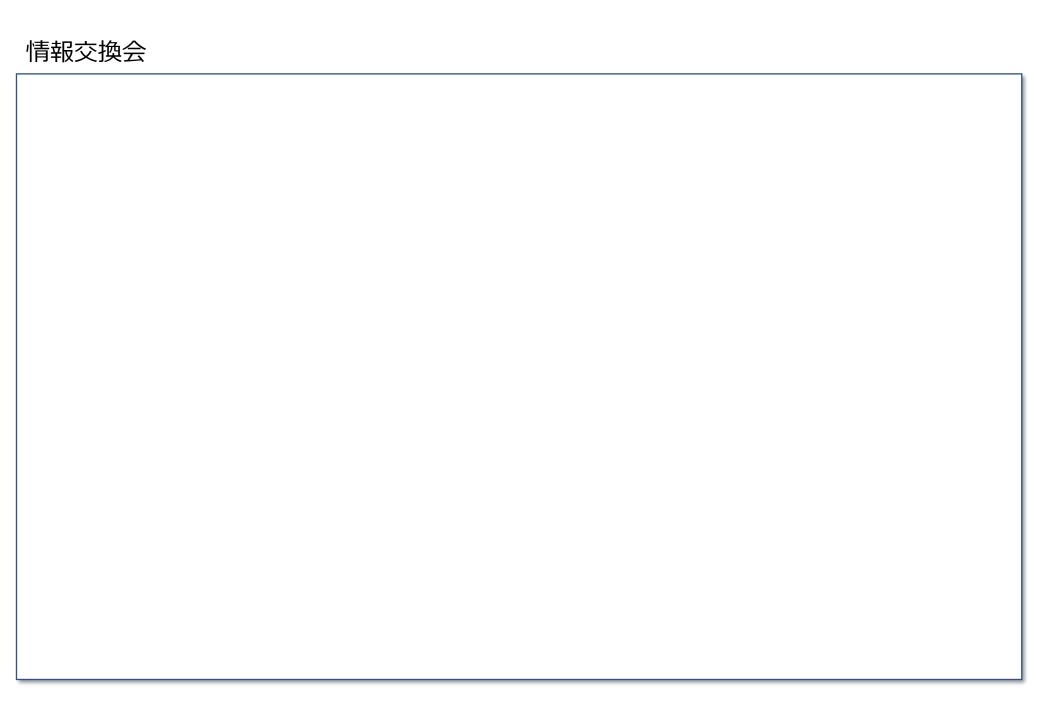
特定事業所加算



※ (Ⅲ)と(V)を同時に算定する場合を除いて、別区分同士の併算定は不可。

サービス提供体制強化加算の見直し に伴い、**勤続年数**がより重視される

	区分 加算率 算定要件	1 +20/100	II +10/100	III +10/100	IV +5/100	(新) V +3/100
	(1) 訪問介護員等ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	0	0	0		0
	(2) 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事 項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催	0	0	0	0	0
体制要件	(3) 利用者情報の文書等による伝達(※)、訪問介護員等から の報告 (※) 直接面接しながら文書を手交する方法のほか、FAX、 メール等によることも可能	0	0	0	0	0
	(4) 健康診断等の定期的な実施	0	0	0	0	0
	(5) 緊急時等における対応方法の明示	0	0	0	0	0
	(6) サービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研 修の実施				0	
	(7) 訪問介護員等のうち介護福祉士の占める割合が100分の30 以上、又は介護福祉士、実務者研修修了者、並びに介護職員 基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が100分 の50以上	0	0			
人材要件	(8)全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介 護福祉士、又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者 若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者	0	0			
件	(9) サービス提供責任者を常動により配置し、かつ、同項に規 定する基準を上回る数の常動のサービス提供責任者を1人以 上配置していること。				0	
	(新) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占め る割合が100分の30以上であること。					0
重度者対応要	(10) 利用者のうち、要介護4、5である者、日常生活自立度 (III、IV、M) である者、たんの吸引等を必要とする者の占 める割合が100分の20以上	0		0		
对応要件	(11) 利用者のうち、要介護3~5である者、日常生活自立度 (Ⅲ、Ⅳ、M) である者、たんの吸引等を必要とする者の占 める割合が100分の60以上				0	442



介護経営力レッジ総会

3/5(金)13:00~17:15 会場&オンライン同時開催





特別講師①

「介護保険法改正と2025年に向けての介護事業所運営(仮)」 全国介護事業者連盟 理事長 斉藤 正行 氏



特別講師②

「業界に風穴を開けるベーカリープロデューサーの着眼点とは(仮)」 ジャパンベーカリー株式会社 ベーカリープロデューサー/代表取締役 岸本 拓也 氏